

# 事業概要



令和元年度

広島県北部厚生環境事務所

広島県北部保健所

# 目 次

## I 概 況

1	管内の概況	1
2	管内図・主要指標	3
3	行政組織と所管業務	4
	(1) 行政組織	4
	(2) 職員の現況	5
	(3) 沿革	5
4	常設の相談等の実施計画	6
5	市別主要指標	7

## II 主要事業の概要

1	地域保健福祉対策	8
2	災害対策	8
3	高齢者等保健福祉対策	8
4	母子・父子・寡婦福祉対策	9
5	医療対策	9
6	健康増進・栄養改善対策	10
7	感染症対策	10
8	歯科保健対策	11
9	精神保健福祉対策	11
10	難病対策	12
11	肝炎ウイルス対策	12
12	母子保健対策	13
13	食品衛生対策	13
14	生活衛生対策	13
15	薬事対策	14
16	環境保全対策	14
17	廃棄物対策	15

### Ⅲ 資料

管内の状況 一覧（その１）	16
管内の状況 一覧（その２）	17

#### 地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況	18
(2) 衛生教育の実施状況	19
(3) 市への指導状況	19
(4) 圏域地域保健対策協議会の状況	20
(5) 医師臨床研修受入れ状況	20

#### 高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況（主体別）	21
(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況（所在地別）	22
(3) 実地指導等件数	23

#### 身体障害者等福祉対策

(1) ろうあ者専門相談員の相談指導状況	23
----------------------	----

#### 母子・父子・寡婦福祉対策

(1) 母子福祉資金の貸付状況	24
(2) 父子福祉資金の貸付状況	25
(3) 寡婦福祉資金の貸付状況	26

#### 医療対策

(1) 病院・診療所の状況	27
(2) 立入検査及び使用許可件数	27

#### 健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況	28
(2) 健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づく食品表示の相談・指導状況	29
(3) 健康増進事業実施状況	29
(4) 健康生活応援店の状況	30
(5) 食育圏域連絡会議開催状況	31

#### 感染症対策

(1) 感染症発生状況	32
(2) 結核の状況	33

(3)	感染症発生に伴う指導状況	36
(4)	新型インフルエンザ対策の連絡会議開催状況	36
(5)	エイズ相談及びHIV抗体検査の状況	36
(6)	健康教育実施状況	37
(7)	肝炎相談件数、肝炎ウィルス検査の実施状況及び肝炎治療受給者証の交付状況	37

#### 歯科保健対策

(1)	訪問指導等の状況	38
(2)	相談事業の状況	38
(3)	市指導・支援の状況	38

#### 精神保健福祉対策

(1)	精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況	39
(2)	精神障害者保健福祉手帳の所持状況	39
(3)	組織育成支援状況	39
(4)	相談指導実施状況	40
(5)	家庭訪問指導状況	40
(6)	個別事例検討会	41
(7)	普及啓発・人材養成実施状況	42

#### 難病対策等

(1)	特定医療費（指定難病）の承認状況	43
(2)	特定疾患治療研究事業の承認状況	49
(3)	小児慢性特定疾病医療費助成の状況	49
(4)	長期療養児療育相談指導の実施状況	50
(5)	相談事業の実施状況	50
(6)	電話相談及び面接相談等の状況	51
(7)	家庭訪問指導の状況	51
(8)	患者・家族に対する学習会の実施状況	51
(9)	在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況	52
(10)	アレルギー疾患相談事業等実施状況	52
(11)	アスベスト相談状況	53
(12)	森永ひ素ミルク患者対策	53

#### 母子保健対策

(1)	不妊治療費助成の申請状況	54
(2)	不妊検査費助成の申請状況	54
(3)	先天性代謝異常等検査結果指導状況	54

## 食品衛生対策

(1) 施設数の状況	55
(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況	57
(3) 食品衛生監視指導状況	58
(4) 食品収去検査状況	60
(5) 集団食中毒発生状況	60

## 生活衛生対策等

(1) 水道施設の監視状況	61
(2) 狂犬病予防業務の状況	61

## 薬事対策

(1) 薬事監視指導状況	62
(2) 毒劇物監視指導状況	62
(3) 麻薬・覚醒剤立入検査状況	63
(4) 医薬品収去検査状況	64
(5) 献血状況	64
(6) 温泉監視指導状況	64

## 環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況	65
(2) 土壌汚染、化学物質対策の状況	65
(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況	65
(4) 公害苦情事案の取扱状況	66
(5) 水質事故事案の取扱状況	66
(6) 大気汚染測定網（常設）一覧表 ＜光化学オキシダントに係る緊急時措置＞	66 67
(7) 環境調査の実施状況	68

## 廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況	69
(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況	69
(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況	70
(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等	70
(5) 産業廃棄物関係立入指導状況	71
(6) 産業廃棄物に係る協議等	72

# I 概 況

## 1 管内の概況

### (1) 管内区域

管内区域は、三次市・庄原市の2市である。

### (2) 地勢等

中国山地の連峰を脊梁とする県の北東部に位置し、島根・鳥取・岡山県と県境を接している。

管内の面積は、2,024.63k㎡で、県の総面積の23.9%を占めているが、その80.8%は森林地帯となっている。

河川は、北から神野瀬川、西城川、東から馬洗川、南から江の川が流れ、三次市で合流し江の川となり日本海へ注いでいる。一方、道後山を水源とする成羽川は、高梁川に合流し、瀬戸内海に注いでいる。

県境一帯は、比婆・道後・帝釈国定公園となっており、道後山をはじめ比婆山連峰、吾妻山など標高1,000mを越す山々が東西に連なっている。

### (3) 人口等

管内の人口は、87,115人(H31.1.1現在)で、県内の総人口の約3.1%である。

人口密度は、1k㎡当たり県全体の328.7人に対し43.0人で、県内でも人口密度の低い地域となっている。

少子化・高齢化の影響もあり、平成30年から平成31年にかけて、管内の人口は1,459人減少し、人口減少率は1.65%となっている。

また、管内総人口に対する65歳以上の老年人口比率は38.4%で、県平均29.0%を大きく上回り、15歳未満の年少人口は11.5%で、県平均13.1%を下回り、県内でも老年人口比率が高い地域である。

一世帯当たり人数は2.26人で、平成30年の2.28人に比べ、やや減少している。

### (4) 気候

県北に位置する管内は、一般に冷涼な気候で、平成30年の平均の気温(年間降水量)は観測地点で、三次13.9℃(1683.5mm)、庄原13.2℃(1888.5mm)、高野11.3℃(2404.0mm)で冬季は霜の害を受けやすく、管内北部では積雪が1mを超えるところもある。

### (5) 産業・文化・生活

平成27年国勢調査による管内の就業分布は、第1次産業が15.8%、第2次産業が21.8%、第3次産業が62.4%であり、第1,2次産業従事者が減少しつつあり、就業者の高次産業への移行が進行している。

文化・学術面では、公立大学法人県立広島大学庄原キャンパスの、情報技術とバイオ技術を中心とした実学重視の教育が着実な成果を挙げ、地域に密着した大学として定着している。

地域振興面では、三次市では、三次ワイナリーや君田温泉森の泉、奥田元宋・小由女美術館、日本妖怪博物館(三次もののけミュージアム)、庄原市では、国営備北丘陵公園や、かんぼの郷庄原、道の駅など、余暇利用目的と地元の文化や特産を活かした施設が各地に整備され、地域の活性化が期待される。

## (6) 交通

### ア 道路

京阪神，九州を結ぶ中国自動車道(三次・庄原・東城にインターチェンジ設置)が県北地域における産業流通・観光振興などの交通基盤となるとともに，高速バスの運行拡充ともあいまって，広島や京阪神へのアクセスが便利となった。

また，平成 27 年 3 月には，中国横断自動車道尾道松江線（通称「中国やまなみ街道」）が全線開通するなど，広域高速交通網が整備されている。

管内の一般道路網は，国道 54 号，182 号，183 号，184 号，314 号，375 号，432 号，433 号の主要幹線と，主要地方道 21 路線，一般県道 60 路線などで形成され，計画的な道路整備が進められている。

しかし，これら国道，主要地方道，一般県道を通行するバスの利用者は，一部の主要路線を除き，減少の傾向にある。

### イ 鉄道

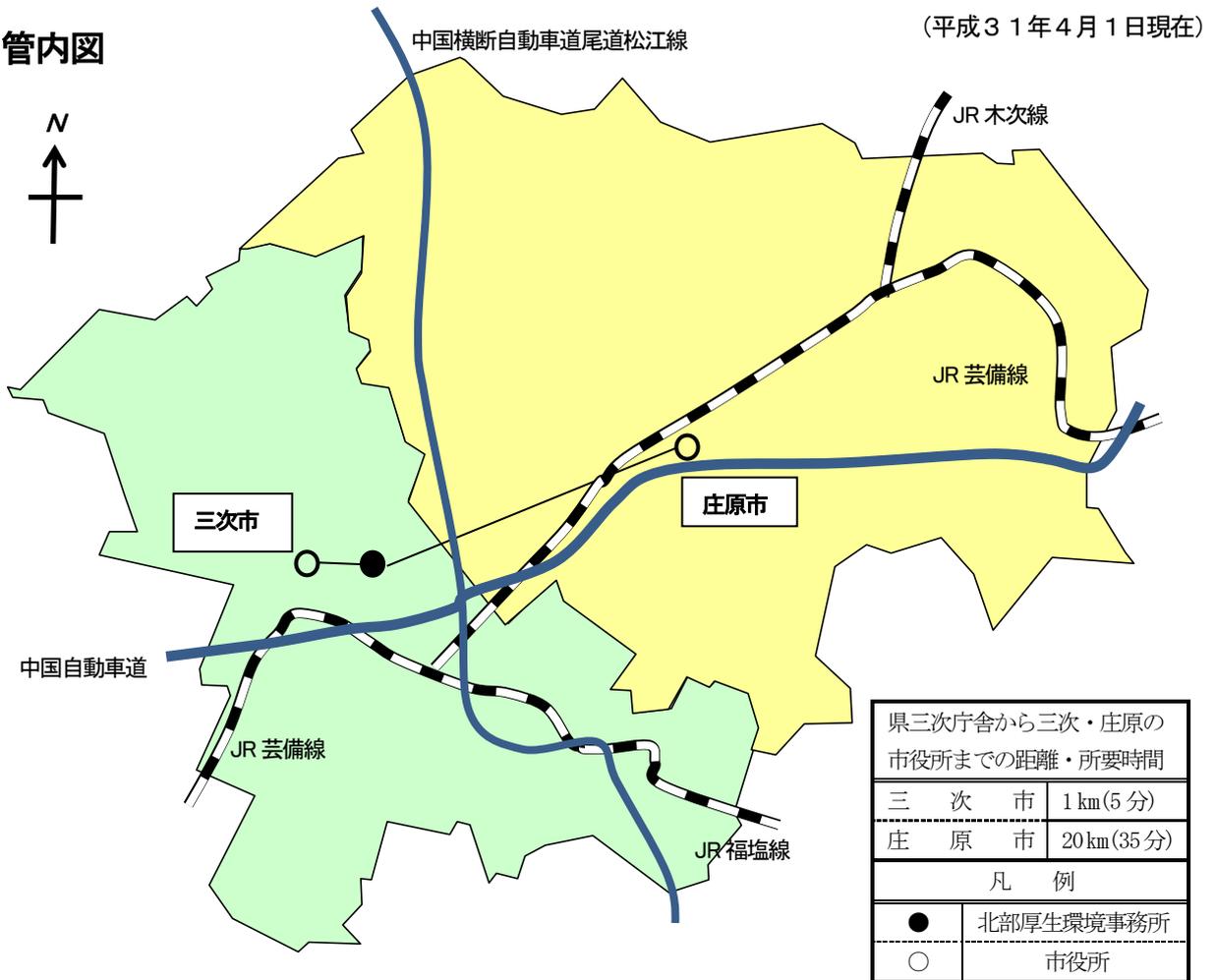
J R 三次駅を拠点として，芸備線，福塩線，木次線が延びており，各々，広島，新見，福山，松江につながっている。

通勤・通学等の手段として地域にとって重要な役割を担っているが，利用者の減少傾向は続いている。

なお，芸備線は，昨年（平成 30 年）7 月の西日本豪雨の影響により，中三田駅～狩留家駅間で運転を見合わせとなっており，三次駅～下深川駅間で代行バスが運行されている。

芸備線の全線復旧は，令和元年 10 月下旬の見込みとなっている。

## 2 管内図



### 主要指標

区 分	総 数	三 次 市	庄 原 市	
面 積 (k m <sup>2</sup> )	2,024.63	778.14	1,246.49	
世 帯 数	38,478	23,125	15,353	
総 人 口	87,115	51,949	35,166	
	0 歳 ~ 14 歳	9,996 (11.5)	6,273 (12.1)	3,723 (10.6)
	15 歳 ~ 64 歳	43,696 (50.2)	27,192 (52.3)	16,504 (46.9)
	65 歳 ~	33,423 (38.4)	18,484 (35.6)	14,939 (42.5)
人 口 密 度	43.0	66.8	28.2	

(注1) 面積・・・「平成30年度全国都道府県市区町村別面積」(国土交通省国土地理院)

(注2) 世帯数、総人口、年齢別人口・・・「住民基本台帳年報」(総務省)[平成31年1月1日現在]

(注3) 総人口年齢区分の下段( )は構成比(%)を示す。

(注4) 人口密度・・・総人口/面積



(2) 職員の現況

(平成31年4月1日現在)

区分	職員数	内 訳								非常勤職員数	内 訳					合計
		医師	獣医師	薬剤師	保健師	管理栄養士	診療放射線技師	その他の技術職員	事務職員		ろうあ者専門相談員	保健業務推進員	指食品嘱・託薬員事	産業廃棄物排出事業者指導員	事務嘱託員	
総数	38 (4)	1	3	4	8	2	1	5 (1)	14 (3)	7	1	2	1	1	2	45 (4)
厚生課	13 (1)	1					1		11 (1)	3	1				2	16 (1)
保健課	12 (2)				9 (1)	1			2 (1)	2		2				14 (2)
生活衛生課	7		3	3		1				1			1			8
環境管理課	6 (1)			1				5 (1)		1				1		7 (1)

(注) 厚生課には、所長、保健所長、次長(事務)を、環境管理課には次長(技術)を含む。

(注) 下段の( )内は、エルダースタッフの数で再掲。

(注) 職員数には産休・育休中の職員を除く。

(3) 沿革

北部厚生環境事務所・北部保健所

広島県北部厚生環境事務所		広島県北部保健所	
S26. 10. 1	地方事務所にそれぞれ厚生課を設置	S19. 10. 20	三次簡易保健健康相談所(双三郡三次町)の建物を県に移管し開設、2町8村を管轄
S31. 5. 1	県内15地方事務所を6地方事務所に統合(高田, 賀茂, 豊田, 尾道, 福山, 三次)	S26. 5. 1	庁舎を新築, 移転(十日市町2529)
S39. 3. 31	4地方事務所(福山, 尾道, 三次, 豊田)廃止	S29. 3. 31	管内1市5村となる。(三次市誕生)
S39. 4. 1	三次福祉事務所設置	S30. 3. 31	管内1市1町4村となる。(三和町誕生)
S44. 3. 30	三次合同庁舎完成により移転(4階)	S31. 9. 30	管内が1市1町3村となる。(川地村が三次市に編入)
		S39. 4. 1	庁舎増築(木造モルタル造)
		S44. 4. 28	三次合同庁舎完成により移転(2階1, 154㎡)
		S48. 4. 1	三良坂保健所を統合, 管内1市3町3村となる
		S53. 3. 31	西城保健所廃止
		S53. 4. 1	庄原保健所設置
H 5. 4. 1	三次福祉事務所, 三次保健所, 庄原保健所を統合して, 三次合同庁舎内に三次総合福祉保健センター(三次福祉保健センター・三次保健所)を設置, 管内1市3町3村(一部2市8町3村)となる。また, 庄原合同庁舎内に庄原地域総合福祉保健センター(庄原地域福祉保健センター・三次保健所庄原支所)を設置, 1市5町を管轄		
H 9. 4. 1	老人保健福祉推進室を保健福祉推進室に組織改正		
H11. 4. 1	三次合同庁舎の南館(第三庁舎)が増築され, 三次福祉保健センター・三次保健所が南館(第三庁舎)2・3階に移転した。また, 庄原地域福祉保健センター・三次保健所庄原支所が縮小され, 各種申請受付及び相談業務を除き業務が三次福祉保健センター・三次保健所に移管され当所の管内が2市8町3村となる。(庄原合同庁舎の第三庁舎が増築され庄原地域福祉センター・三次保健所庄原支所が第三庁舎1階に移転)		
H13. 4. 1	地方機関の再編整備に伴い, 三次福祉保健センターが備北地域事務所厚生環境局に, 三次保健所が備北地域保健所となり, 庄原地域福祉保健センター・三次保健所庄原支所は廃止され, 備北地域保健所サテライトとなって, 一部の申請・届出の受理, 相談を受付けている。旧福山福祉保健センター・旧福山保健所管轄の甲奴郡3町が移管され, 管轄市町村は, 2市11町3村となる。		
H16. 4. 1	府中市との合併に伴う甲奴郡上下町の福山地域事務所厚生環境局・福山地域保健所への移管, 及び三次市・甲奴町・双三郡6町村の合併により, 管轄市町村は, 2市6町となる。		
H17. 3. 31	庄原市・総領町・比婆郡5町の合併により, 管轄市町村は三次市・庄原市の2市となる。		
H21. 4. 1	地方機関の再編整備に伴い, 備北地域事務所厚生環境局が北部厚生環境事務所に, 備北地域保健所が北部保健所となった。また, 併せて試験検査課が廃止された。		

## 4 常設の相談等の実施計画

### (1) ろうあ者相談

(令和元年度)

項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考
ろうあ者専門相談	生活, 福祉相談	原則として, 月曜日～金曜日	10:00～16:45	三次庁舎第3庁舎	

### (2) 健康相談

(令和元年度)

項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考
精 神	心の健康相談	毎月第3火曜日	13:00～14:30	三次庁舎第3庁舎	予 約 制
		令和元年9月3日(火)	14:00～15:00	庄原市役所東城支所	
		令和2年2月5日(水)	13:30～14:30	庄原市保健福祉センター	
エ イ ズ	HIV抗原抗体検査 梅毒検査	毎月第4木曜日 (12月・3月は 第2木曜日)	9:00～11:00 (6月・12月は 13:00まで延長)	三次庁舎第3庁舎	
肝 炎 対 策	肝炎ウイルス検査	毎月第4木曜日 (12月・3月は 第2木曜日)	9:00～11:00 (6月・12月は 13:00まで延長)	三次庁舎第3庁舎	

### (3) その他

(令和元年度)

項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考
庄原サテライト	食品衛生・薬事の 許認可等相談	毎月第2, 4水曜日 (当日が祝日の場合に は開催しない)	10:00～15:00	庄原庁舎第3庁舎	

## 5 市別主要指標

区 分	総 数	三 次 市	庄 原 市
面 積 ( K m <sup>2</sup> )	2,024.63	778.14	1,246.49
世 帯 数	38,478	23,125	15,353
総 人 口	87,115	51,949	35,166
0 ~ 4 歳	2,911 ( 3.3 )	1,839 ( 3.5 )	1,072 ( 3.0 )
5 ~ 9 歳	3,404 ( 3.9 )	2,148 ( 4.1 )	1,256 ( 3.6 )
10 ~ 14 歳	3,681 ( 4.2 )	2,286 ( 4.4 )	1,395 ( 4.0 )
15 ~ 19 歳	3,742 ( 4.3 )	2,354 ( 4.5 )	1,388 ( 3.9 )
20 ~ 24 歳	3,231 ( 3.7 )	1,994 ( 3.8 )	1,237 ( 3.5 )
25 ~ 29 歳	3,128 ( 3.6 )	2,016 ( 3.9 )	1,112 ( 3.2 )
30 ~ 34 歳	3,593 ( 4.1 )	2,286 ( 4.4 )	1,307 ( 3.7 )
35 ~ 39 歳	4,169 ( 4.8 )	2,596 ( 5.0 )	1,573 ( 4.5 )
40 ~ 44 歳	5,136 ( 5.9 )	3,306 ( 6.4 )	1,830 ( 5.2 )
45 ~ 49 歳	4,969 ( 5.7 )	3,174 ( 6.1 )	1,795 ( 5.1 )
50 ~ 54 歳	4,399 ( 5.0 )	2,787 ( 5.4 )	1,612 ( 4.6 )
55 ~ 59 歳	5,158 ( 5.9 )	3,099 ( 6.0 )	2,059 ( 5.9 )
60 ~ 64 歳	6,171 ( 7.1 )	3,580 ( 6.9 )	2,591 ( 7.4 )
65 ~ 69 歳	7,576 ( 8.7 )	4,361 ( 8.4 )	3,215 ( 9.1 )
70 ~ 74 歳	6,681 ( 7.7 )	3,826 ( 7.4 )	2,855 ( 8.1 )
75 ~ 79 歳	5,392 ( 6.2 )	3,040 ( 5.9 )	2,352 ( 6.7 )
80歳以上	13,774 ( 15.8 )	7,257 ( 14.0 )	6,517 ( 18.5 )
人 口 密 度	43.0	66.8	28.2
高 齢 化 率	38.4%	35.6%	42.5%

(注1) 面 積…「平成30年度全国都道府県市区町村別面積調」<国土交通省国土地理院>

(注2) 世帯数, 総人口, 年齢別人口…「住民基本台帳年報」<総務省>[平成31年1月1日現在](日本人住民)

(注3) 総人口年齢区分の下段( )は構成比(%)を示す。

(注4) 人口密度…総人口/面積

# Ⅱ 主要事業の概要

## 1 地域保健福祉対策

---

地方分権の推進により、住民に身近な保健福祉サービスの市への権限移譲が進められ、また、制度の大幅な見直しなどによって地域保健福祉をめぐる情勢は大きく変化している。

こうした保健福祉サービス提供システムや行政システムの変革の動きに対応し、地域の実情に即した「保健と福祉の地域づくり」を推進するため、市の政策形成を側面的に支援する。

### (1) 情報収集管理

地域保健福祉施策の展開に必要な情報の共有化を図るため、国・県・管内各市の保健福祉情報の収集及び提供に努める。

### (2) 人材育成と資質向上

少子高齢化の急速な進展等に伴い、保健・医療・福祉サービスの需要が増大していることから、保健福祉関係学生の実習指導を実施し、人材の育成及び資質向上に努める。

### (3) 圏域地域保健対策協議会

管内各市、各地区医師会、各市歯科医師会、三次薬剤師会、公立・公的病院、備北メディカルネットワーク、庄原市公衆衛生推進協議会、各市社会福祉協議会及び保健所等の関係団体で構成する「備北地域保健対策協議会」では、地域住民の健康の保持・増進に寄与することを目的として、地域内の保健・医療・福祉を推進するため、これらに関する事項を総合的に調査し、必要な事業を実施する。

## 2 災害対策

---

広島県地域防災計画に基づき所内の災害対策配備計画を策定し、気象警報等の発令時において、災害発生に備えた警戒体制等を構築する。

また、災害が発生した場合は、被害状況を迅速に確認・調査するとともに、公衆衛生チームの派遣などによる支援を実施する。

さらに、災害救助法が適用された場合は、管内の各市が実施する災害救助活動等に対する必要な支援や指導を実施する。

## 3 高齢者等保健福祉対策

---

### (1) 第7期ひろしま高齢者プラン（備北圏域）の推進

第7期ひろしま高齢者プラン(H30～H32)の一部としての備北老人福祉圏域計画において、必要な医療・介護サービスを適切に利用できることにより、最後まで暮らし続けることができる備北圏域の実現を目標として、広域的な医療と介護の連携を強化するため、各市、関係機関・団体等と連携した取組を推進する。

また、各市の地域包括ケアシステムが強化されるよう支援する。

## (2) 介護サービスの推進

指定した管内の居宅サービス事業者に対して、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、事業者の支援を基本とし介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る目的で、市と連携して、実地指導及び集団指導等を実施する。

## 4 母子・父子・寡婦福祉対策

---

母子・父子世帯及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて養育している児童の福祉を増進するため、管内の市と連携しながら、母子父子寡婦福祉資金の円滑な貸付を行う。

また、母子父子寡婦福祉資金の償還については、償還開始時に面接して償還計画や償還準備に関する指導・助言を行うとともに、滞納発生時には早期に相談に応じるなどの対応により、円滑な償還促進に努める。

## 5 医療対策

---

### (1) 医療施設の指導

備北圏域における適正な医療提供体制を確保するため、病院・有床診療所を中心に立入検査を実施し、医療従事者の確保、医療安全対策、防火・防災対策等に関する指導を行う。

### (2) 備北二次保健医療計画の推進

第7次広島県保健医療計画（H30～H35）の一部としての備北二次保健医療計画において、地域における基本的な保健医療サービスの提供体制や、圏域内で重点的に取り組むべき施策を記載して、保健医療福祉関係者それぞれの役割分担を踏まえた地域における連携方策や、重点的な課題に対する取組方針を明らかにしている。関係機関との連携体制を強化しながら、この計画を推進することで、住民一人ひとりの疾病予防などによる健康寿命延伸や、地域包括ケアシステムの強化、地域で安心して暮らせる仕組みづくりが促進されるよう各種の事業を展開する。

#### ア 疾病・事業別の医療提供体制の構築

主要な5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）と地域医療の重要な課題となる5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急を含む））、在宅医療と介護等の連携体制における目標を達成するための関係機関の取組を推進するとともに、年度ごとに進捗状況を把握して必要な見直しを行う。

#### イ 保健医療対策の推進

その他の保健医療対策（歯科保健、医療等の情報化、保健医療体制を支える人材の確保・育成）について、関係機関の取組を推進するとともに、年度ごとに進捗状況を把握して必要な見直しを行う。

### (3) 地域医療構想の実現に向けた取組の推進

限りある医療・介護資源を効率的に活用するため、病床の機能の分化と連携による質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの強化を一体的に進めることとして、備北地域医療構想調整会議において、地域の実情に応じた協議を継続する。

## 6 健康増進・栄養改善対策

---

### (1) 健康づくり対策

#### ア 健康ひろしま 21 推進事業

県の健康増進計画「健康ひろしま 21（備北圏域計画）」（平成 29 年度改定）に基づき、健康寿命の延伸を目標に、各市・関係機関と連携の上、事業を展開し、毎年評価を行いながら推進していく。また、各市の健康増進計画が推進されるよう支援する。

#### イ たばこ対策

禁煙週間を中心とした、庁舎内全面禁煙の実施や禁煙指導・受動喫煙防止の取組を実施する。

#### ウ 健康生活応援店事業

住民の健康づくりを支援する店舗を健康生活応援店として認証する「健康生活応援店推進事業」を推進するため、普及啓発活動を実施し、健康的な生活の推進と、健康に配慮した環境の整備を図る。

#### エ 食育推進事業

備北圏域食育推進連絡会を設置し、関係機関・団体等との連携・協働事業を通して、食育の普及とネットワーク体制の構築を図る。

また、市の食育推進計画の策定・推進及び評価について支援を行う。

### (2) 栄養改善対策

#### ア 給食施設指導事業

給食施設における栄養管理及び衛生管理の充実を図るため、個別巡回指導及び研修会等による集団指導を実施する。

#### イ 食品表示に係る指導

食品表示における保健事項（栄養成分表示等）について望ましい運用を図るため、食品関連事業者等に対して指導・助言を行う。

また、消費者に対し、表示の活用についての普及啓発を行う。

#### ウ 誇大表示の禁止に係る指導

健康の保持増進等に関する虚偽・誇大広告を禁止し、その適正化を図るため、指導・助言を行う。

### (3) アレルギー疾患相談事業

アレルギー疾患を有する患者の疾患に対する不安の解消や生活支援を行うため、市・関係機関と連携し、情報提供や相談を行う。

## 7 感染症対策

---

### (1) 感染症対策

感染症発生時は、患者の人権に配慮した迅速かつ的確な対処を図るとともに、二次感染防止に努める。

感染症の流行状況を感染症発生動向調査事業により把握し、一般市民や医療機関、保健福祉施設等への情報提供や、医療・保健・福祉関係者等を対象とした感染症に関する研修会等を実施し、感染予防に努める。

また、感染症発生時に各関係者が連携し、迅速かつ適確な対応が行えるよう、危機管理演習等を実施し、平時からの防疫体制の充実を図る。

## (2) 結核対策

結核患者への早期面接や患者の接触者への積極的疫学調査及び接触者健康診断の実施により感染拡大防止と結核の早期発見、予防に努める。

結核患者に地域DOTS事業を実施し、確実な服薬管理等の患者支援を行う。

一般市民、高齢者福祉施設職員等に対し、講演会等により結核の正しい知識の普及啓発を図る。

## (3) エイズ対策・性感染症対策

全国のHIV新規報告件数は、平成20年をピークとし、年間1,000件程度で推移しており、累計HIV感染者数は増加している。また、梅毒報告数は平成27年以降急増している。

HIV・梅毒などの性感染症への感染不安の軽減や感染予防のため、電話や面接による健康相談や匿名・無料のHIV抗原抗体検査及び梅毒検査（平成30年7月開始）を実施する。

また、高校生への健康教育や一般市民を対象としたキャンペーンを実施し、正しい知識の普及啓発に努める。

## 8 歯科保健対策

---

第2次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画、健康ひろしま21（第2次）計画、第7次広島県保健医療計画（H30～H35）等に基づいて、各市歯科医師会等の関係機関と連携し歯科保健の地域課題を共有し対策の協議を行い、口腔機能の維持・向上や8020運動の推進を図る。

また、歯科保健の向上を図るため、歯と口の健康週間を中心とした取組として、関係機関と連携し、はつらつ家族表彰等の事業を実施する。

## 9 精神保健福祉対策

---

### (1) 医療対策の推進

入院又は在宅の精神障害者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置、精神科病院の实地指導、入院者病状審査及び入院状況調査を行い、患者の人権に配慮した適正な医療及び保護の確保を図る。

### (2) 精神保健対策の推進

#### ア 精神保健福祉相談

心の健康問題、アルコール関連問題等に対応するため、精神科医師・保健師による精神保健福祉相談を実施する。

#### イ 自殺対策

自殺対策を推進するため、地域関係機関と地域の現状や課題の共通認識を図り、自殺予防の体制整備等地域の実情に沿った対策を検討・実施する。

また、自殺未遂者や自死遺族等に適切な対応を行うため、医療・保健・福祉・教育・警察・消防等関係者に対して研修を実施するとともに、自死遺族支援のあり方を協議する。

#### ウ 精神障害者地域生活支援

精神障害者の地域生活支援を推進するため、地域の保健・医療・福祉・事業所等関係者が連携し、精神障害者の地域生活を支援する体制について検討するとともに、地域の関係者への啓発を行い、精神障害者に対する理解を深める。

#### エ アルコール対策

アルコール関連問題の予防を推進するため、保健・医療・教育関係機関等が連携し、アルコール関連問題についての共通認識を図るとともに、地域の課題解決に向けて具体的対応策の検討及び未成年者への取組みを行う。

また、アルコール問題を抱える人に適切な支援ができるよう地域の支援者に対し研修を実施する。

#### オ その他

専門医同行訪問、事例検討会、精神保健福祉に関する知識普及等を実施する。

## 10 難病対策

---

### (1) 難病相談事業

患者及び家族等の不安解消や負担軽減を図るため、保健・医療・福祉に係る相談会や交流会を開催し、療養上の不安の軽減を図る。

### (2) 重症難病患者地域支援事業

在宅の重症難病患者の在宅療養を支援するため、関係する機関と連携のもと、保健師等による訪問指導や、専門医等による訪問診療等を実施する。

### (3) 難病患者地域支援事業

難病患者支援について、関係機関が共通認識を深め、ネットワークの形成、連携強化体制整備を図るため、会議や関係者研修会等を実施している。

### (4) 指定医療費（指定難病）助成事業及び小児慢性特定疾病医療費助成事業

難病のうち、治療が極めて困難であり、医療費が高額であるため、これらの治療研究を推進することにより、指定難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者家族の負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成している。

## 11 肝炎ウイルス対策

---

### (1) 肝炎ウイルス検査・相談事業

肝炎ウイルス感染の疑いのある者に対し、予約制で肝炎ウイルス検査を実施するとともに、肝炎に係る相談等に応じ、不安の解消を図る。

## (2) 肝炎治療費助成事業、肝がん・重度肝硬変治療費助成事業

ウイルス性肝炎で治療を受ける者に対し、その経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成する。

また、平成 30 年 12 月から肝がん・重度肝硬変治療費助成事業を開始し、ウイルス性肝炎に起因する肝がん・重度肝硬変で長期にわたり入院治療を受ける者に対し、治療費の一部を助成している。

## 12 母子保健対策

---

### (1) 長期療養児療育相談指導事業

疾病により長期にわたり療養を必要とする児童について、適切な療養を確保するため療養相談を実施する。

### (2) 不妊治療支援事業、不妊検査費等助成事業

高額の治療費が必要な不妊治療について、経済的負担の軽減を図るため治療費の一部を助成している。

また、平成 27 年度から不妊検査助成事業を開始し、夫婦共の不妊の検査に係る費用の一部を助成する。

## 13 食品衛生対策

---

食品の多様化と流通の広域化に伴い、食中毒等食品に起因する健康被害は大型化の傾向にある。このため、食品営業施設等に対して、監視指導及び食品等の収去検査等を行い、施設の衛生確保、不良食品の排除に努めるとともに、食品業者等を対象とした食品衛生講習会を開催し、食品の安全確保、自主衛生管理意識の向上を図る。

また、食品製造業者及び加工業者に対して、「食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例」（平成 27 年 12 月改正）に定める「危害分析・重要管理点方式」に基づく衛生管理の普及を図り、導入に向けて指導・助言を行う。また、その他の食品等事業者に対し、取り扱う食品の特性等に応じた取組（HACCP の考え方を取り入れた衛生管理）について周知・助言を行う。

さらに、営業者による自主的な衛生管理体制の推進、食品の適正表示推進者の育成を図るため、食品衛生協会と連携し教育指導を推進する。

## 14 生活衛生対策

---

### (1) 生活衛生対策

#### ア 生活衛生営業施設

生活衛生営業の監視指導業務等は、既に権限移譲市の業務となっているが、円滑な実施が行えるよう、「生活衛生事務調整会議」等への参加を通じて、公衆衛生の確保に係る連携を継続するとともに、引き続き支援を行う。

## イ 水道対策

生活の基本的施設である水道の普及率が県平均を大きく下回っていることから、水道事業者に対し計画的な整備を指導するとともに、施設への立入を実施し、適正な維持管理について指導する。

また、水道水の安全を確保するため、河川等の水源及び水道施設への有害物質等の流入など水質事故発生時における危機管理体制の一層の充実を図るよう努める。

### (2) 狂犬病予防対策

飼犬の登録及び狂犬病予防注射の業務は、既に関係市に業務移管されていることから、当該業務の円滑な実施が行えるよう、市、地区獣医師会等への支援を行うとともに、狂犬病発生時の迅速な対応措置等が行えるよう緊密な連携に努める。

## 15 薬事対策

---

### (1) 薬事対策

医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保や毒物・劇物等による危害防止を目的とした製造業者・販売業者等関係施設に対する監視指導及び法令に基づく収去検査等による不良品・不正表示品の排除に努めるとともに、医薬品等の適正使用の普及推進に努める。

また、医療機関、薬局等の麻薬・覚醒剤等の各取扱施設に対して重点的に監視指導を行い、適正な管理及び使用に努める。

併せて、けし・大麻等の不正栽培防止と自生けしの撲滅を行うため、自生けしの除去等を行う。また、リーフレット等により住民への啓発に努める。

### (2) 薬物乱用防止対策

薬物乱用は、近年、大きな社会問題となっており、広島県薬物乱用防止指導員備北地区協議会と連携し、626 ヤング街頭キャンペーンや薬物乱用防止講習会等の開催を通じて、地域に密着した啓発活動に努める。

### (3) 献血推進対策

医療技術の進歩に伴い、血液製剤の需要が年々増加しており、安定した血液製剤の供給のために、市及び関係諸団体の協力により、特に 400ml 献血の実施を推進するとともに、献血思想の普及と各献血組織の強化を図る。

### (4) 温泉対策

温泉法に基づき、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉を掘削しようとする者等への指導を行う。

## 16 環境保全対策

---

### (1) 環境保全に係る普及啓発

平成 24 年度、地域の環境保全活動団体と県、三次市、庄原市、県立広島大学庄原キャンパス及び企業等が連携し、「広島県北部地域環境活動推進協議会」を設立し、関係者間のネットワークを構築した。

協議会においては、地域の良好な環境の次世代への継承を目指し、団体間の情報の共有化及びネットワークの強化を図るとともに、活動を広く情報発信することにより、構成団体の自主的な環境保全活動を支援・促進している。

**(2) 大気保全対策**

大気汚染防止法に関する事務は、三次市及び庄原市に事務の移譲が行われている。

酸性雨モニタリング調査やフロン類排出抑制のためフロン類充填回収業者への立入検査を行っている。

**(3) 水質保全対策**

水質汚濁防止法に関する事務は、三次市及び庄原市に事務の移譲が行われている。

関係機関と協力し、公共用水域の水質汚染事故に対応するほか、地下水を含む公共用水域の水質を監視し、環境基準の適合状況を把握している。

**(4) 化学物質対策**

ダイオキシン類対策特別措置法に関する事務は、三次市及び庄原市に権限事務の移譲が行われている。

ダイオキシン類対策の一環として、大気に係る環境汚染状況調査や行政検査を実施している。

また、P R T R制度による化学物質を取り扱っている事業者に対し、適正な管理を図るための自主管理マニュアルの策定を指導している。

**(5) 土壌汚染対策**

土壌汚染対策法に基づき土地の所有者等に対し、土地の形質変更時等において必要な指導を行うとともに、特定有害物質を使用・製造及び処理する事業者に対して指導を行い、土壌汚染の未然防止の推進を図っている。

**(6) 公害苦情事案への対応**

市町等関係機関と連携をとり、迅速かつ的確な対応に努めている。

## **17 廃棄物対策**

---

**(1) 一般廃棄物対策**

浄化槽事務に関しては、その多くの事務を三次市及び庄原市に移譲している。

浄化槽の保守点検を行う業者の登録を行い、年一回立入調査等を実施し、浄化槽の適正な保守点検の指導を行っている。また公共下水道終末処理施設の適正管理を指導している。

**(2) 産業廃棄物対策**

産業廃棄物処理業者や自動車リサイクル関連業者、建設業者及びP C B廃棄物保管事業所への立入検査を実施し、産業廃棄物の適正処理を指導している。

**(3) 不法投棄等防止対策**

市、警察署及び県関係機関等で構成する「広島県北部地域廃棄物不法投棄等防止連絡協議会」を開催し、廃棄物の不法投棄等をランドパトロールや空からのスカイパトロールにより監視するとともに、不法投棄防止に係る情報交換や合同パトロールを実施し、不法投棄などの早期発見・早期是正に努めている。